

令和5年第2回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和5年2月28日(火) 9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- |     |      |    |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番  | 池田良枝 | 出席 |
| 2番  | 中田美穂 | 出席 |
| 3番  | 小城和之 | 出席 |
- 4 出席職員
- |        |      |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課  | 重安千陽 |
|        | 横峰路子 |
|        | 瀬川隆司 |
|        | 大庭史善 |
| 生涯学習課長 | 吉村隆宏 |
| 生涯学習課  | 安藤好博 |

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和5年第2回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、中田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を2月28日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

次に、会議の議事日程について確認します。お配りしているとおり予定していますが、日程第7で予定している報告第5号及び日程第8で予定している報告第6号は、個人的な内容が含まれる案件であるため、また、日程第9で予定している報告第7号は、静ひつな採択環境を確保した上で活発な議論を行えるようにするため、審議は非公開が適当ではないかと考え、発議します。その他にご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 それでは、本件を採決します。報告第5号、報告第6号及び報告第7号の審議を「公開しない」とすることに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

小西教育長 異議なしと認めます。よって、報告第5号、報告第6号及び報告第7号の審議は「非公開」と決定しました。なお、都合上、審議の順番を変更します。日程第10を日程第7に、日程第7を日程第8に、日程第8を日程第9に、日程第9を日程第10とします。

**議案第2号 大竹市自然の家やさか設置及び管理条例施行規則の一部改正について**

**議案第3号 大竹市海の家あたた設置及び管理条例施行規則の一部改正について**

小西教育長 日程第2「議案第2号 大竹市自然の家やさか設置及び管理条例施行規則の一部改正について」及び日程第3「議案第3号 大竹市海の家あたた設置及び管理条例施行規則の一部改正について」の2件は、関連するため、一括しての議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 両規則は、大竹市自然の家やさか及び大竹市海の家あたの管理運営において、施設使用者が宿泊時に使用する寝具シーツのクリーニング代の値上げに伴い、使用料の減免に関する規則の一部を改正するものです。

大竹市自然の家やさか設置及び管理条例施行規則第9条第2項及び大竹市海の家あたた設置及び管理条例施行規則第8条第2項は、施設使用料の半額減免が認められている団体が、半額減免後においても最低支払うべき使用料を規定しています。

両施設は、これまで寝具シーツクリーニング代として、1人当たり最低270円の使用料を徴収していましたが、寝具借上げ事業者から、原油をはじめとした原材料の高騰に伴うクリーニング費及び運送費等の増加、更には人手不足による人件費の増加により、価格改定の申し出があり、引き続き原油価格及び人件費の高騰が継続することが想定されるため、寝具シーツクリーニング代として、1人当たり最低360円の使用料徴収をさせていただきたく、両規則の改定をしたいと考えています。

施設宿泊時、安心・快適に宿泊していただくため、シーツ交換に要する最低限の経費については、施設使用者にご負担いただきたいと考えています。

最後に附則ですが、寝具借上げ事業者の価格改定が令和5年4月1日からとなっていますので、両規則の施行期日は令和5年4月1日としています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 実際の寝具シーツのクリーニング代は現在いくらで、今後いくらに値上げするのでしょうか。

事務局 現在は3か年契約で270円をお願いしています。令和5年4月1日より3か年契約で360円にしてほしいという業者からの依頼があったため、今回改正しようとするものです。

小西教育長 もし、両施設の今年度の利用状況が分かれば教えてください。

事務局 今年度の使用状況については、まだ集計していませんが、令和3年度に関しては、大竹市自然の家やさかは474名、大竹市海の家あたた208名の利用がありました。コロナ禍の影響もあり利用者数が大変少ない状況です。今年度は、夏場利用者が増えていると報告を受けています。

小西教育長 他に質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本2件を採決します。

本2件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決されました。

#### **議案第4号 令和5年度学校給食納入食糧品業者の選任について**

小西教育長 日程第4「議案第4号 令和5年度学校給食納入食糧品業者の選任について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和5年度の学校給食納入食糧品業者の選任について、18業者の選任をお願いするものです。

大竹市給食センター設置条例第4条第1項に規定する大竹市給食センター運営委員会を去る1月27日に開催し、令和5年度の学校給食納入食糧品業者について審議した上で、提案するものです。

令和5年度学校給食納入食糧品業者の選任をお願いする業者は、学校給食納入食糧品業者選任審査要綱第3条に基づき提出期間内に申請があり、同要綱第2条に基づく納入業者の資格である衛生管理状況や供給能力等の7項目について事務局において審査し、納入業者資格に該当すると認めた業者について大竹市給食センター運営委員会において審議し、学校給食納入食糧品業者の資格有との意見をいただいたものです。

なお、選任の申請があった業者は18業者で今年度と同様で変更はありません。

また、学校給食納入食糧品業者選任審査要綱第5条第2項の規定により、選任の有効期間は1会計年度限りとあることから、選任期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 精肉及び加工品の、主に精肉については岩国市と和木町の業者が入っているのですが、大竹市内には扱っている業者がないということなのでしょうか。海産物は、「はやし」さんのところが一軒となっているのですが、それについても他の業者さんも含めどのように検討したのか教えてください。

事務局 精肉の納入業者が岩国市と和木町ということですが、岩国市の「(有) きくがわ」さんについては大竹市に支店があるのでそちらからの納入となります。大竹市給食センターの食数が約1,900食ということで、小さい業者では難しいということで申請がないということもあります。しかしながら、1軒では対応が難しい場合が考えられるため複数の業者を選任しています。海産物については「はやし」さんのみの申請で、こちらにも食数が多いということもあり、市内の他の業者からは申請がなかったと考えられます。ただし、海産物については、何かあれば冷凍の物を納入し対応すると考えています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。

本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

### **報告第3号 大竹市奨学金貸付審議会委員の委嘱について**

小西教育長 日程第5「報告第3号 大竹市奨学金貸付審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市奨学金貸付審議会は、大竹市奨学金貸付条例第12条の規定に基づき、「奨学金の貸付、返還猶予及び返還免除の決定」について、審議する機関として、大竹市附属機関設置に関する条例の規定により設置され、市議会議長など計9名で構成されています。

このたび、民生委員協議会長の交代があったことが、令和5年2月1日付けで通知されたため、新たに委員に委嘱する必要がありましたが、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長において臨時に代理し同日付けで委嘱したものです。

新たに委嘱したのは、民生委員児童委員協議会会長に就任された松田道男さんです。なお、委員の任期は「当該職に在任する期間」となっています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

### **報告第4号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について**

小西教育長 日程第6「報告第4号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和5年3月大竹市議会定例会（第2回）に、次の3件の議案を提出するに当たり、市長から意見を求められましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において異議ないものと申し出たので、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

1件目の提出議案は、「大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」です。改正の概要としては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国の基準に合わせて、本条例の一部を改正しようとするものです。改正の主な内容としては4点あります。1点目は、本条例第6条の2において、児童の安全の確保に関する計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的実施すること、及び保護者に対し周知すること並びに計画の定期的な見直しを行うことを義務付ける規定を新設するものです。2点目は、第6条の3におい

て、児童の施設外での活動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務付ける規定を新設するものです。3点目は、第12条の2において、感染症や非常災害の発生時における業務継続を図るための計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的実施すること及び計画の定期的な見直しを行うことを努力義務とする規定を新設するものです。4点目は、第13条第2項において、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための「必要な措置を講ずる」努力義務があるものの、講ずるべき措置の内容が具体的に規定されていないことから、職員に対する研修・訓練を実施することを努力義務とする規定を加えるものです。なお、本条例の施行期日は令和5年4月1日としていますが、第6条の2について、令和6年3月31日までは安全計画の策定等を努力義務とする経過措置を設けています。

2件目の提出議案は、「令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）」です。まず歳出から説明します。学校給食費支援事業では、来年度以降の事業費に充てるため、空母艦載機交付金を原資として基金積立金を追加で260万4,000円計上するものです。なお、「大竹駅伝競走大会運営事業」については、事業執行に当たり翌年度に繰り越した上で実施することになるため、繰越明許費の補正をしています。その他、年度初めに速やかな予算執行に当たることができるよう、必要な経費の債務負担行為の設定について、予算補正しています。

3件目の提出議案は、「令和5年度大竹市一般会計予算」です。まず、新年度当初予算の概略について説明します。一般会計予算の歳入歳出総額は159億418万2,000円で前年度比4.8%増となっています。そのうち、教育費の予算は17億3,927万8,000円で前年度比37.5%増となっています。教育費のうち総務課で所管する人件費関係分を除く15億4,817万4,000円の課別内訳が、総務学事課分12億1,502万2,000円、生涯学習課分3億3,315万2,000円となっています。

次に、前年度比の特徴について説明します。総務学事課分の主なものとしては、「小学校管理運営事業」が約2億8,700万円の増額となっています。2か年で行っている大竹小学校プール建設工事の事業費が前年度より増加したことが大きな要因です。また、学校給食会計の公会計化と学校給食費支援事業の開始により、「給食センター運営事業」及び「学校給食費支援事業」が合計で約1億6,800万円の増額となっています。

生涯学習課分の主なものとしては、「総合市民会館管理事業」が、施設の工事請負費の増額などにより約2,900万円の増額、また、新たに事業化することとなった「玖波地域交流施設整備事業」が、約1,300万円の増額となっています。前年度比の特徴については以上です。

続いて、新年度に教育委員会で実施する主要な事業について、「当初予算の概要」に掲載した事業を担当ごとに説明します。まずは、「中学校管理運営事業（玖波中学校施設環境改善事業）」です。これについては玖波中学校の教育環境を改善するという目的で工事を行っていくものです。新年度は生徒用トイレの改修

工事、段差解消の工事、屋内運動場の照明の改修工事を行う予定にしています。

続いて、学校給食費支援事業についてです。こちらは大竹市立の小中学校に在籍する児童生徒に関する学校給食費を全額免除するというものです。保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するものです。

奨学金貸付事業についてです。こちらは継続的な事業です。経済的な理由により、就学の機会が無くなることのないよう、学費の貸付を行うものです。また、平成24年度からは、大竹市内に一定期間居住する人の奨学金の返還免除を行っています。新年度から、認定基準の一部の見直しをしています。具体的には、認定基準の成績要件のところなのですが、3年間の成績要件が一定以上という1点だけでしたが、3年次の成績が一定以上の場合にも対象ということでも加えています。

こども相談室運営事業についてです。家庭などで問題を抱えて生活をしている保護者とこどもに対して、幼児期から青年期までの相談を受け付けている場所を提供するとともに、不登校の児童生徒に対して学習、生活面での支援を行い社会的自立の支援を行います。こちらも、継続して行っている事業です。

小学校管理運営事業の大竹小学校プール建設事業についてです。こちらについては、令和3年度から行っている事業になります。令和4年度と令和5年度で工事を行っています。大竹小学校と大竹中学校の児童と生徒が共同で使用できるプールになっています。令和5年度の年度途中で完成して、令和6年度の使用開始を目指しています。

小・中学校教育振興事業のICT支援員配置事業についてです。児童生徒の情報活用能力を高め、多様な問題を解決できる能力の育成を目指すため、1人1台端末を授業等で活用しています。そのために必要となる教員のICT機器活用力の向上、機器の不具合の対応、情報セキュリティ対策の強化等のため、専門的な知識をもつICT支援員を配置します。

小・中学校教育支援事業のオンライン学習通信費援助事業についてです。学習用端末を持ち帰り、家庭においても活用するため、通信環境未整備の世帯にモバイルWi-Fiルーターの貸し出しを行うとともに、就学援助世帯については通信費の一部を援助します。中学生及び小学5・6年生とあわせて、令和5年度は新たに小学3・4年も持ち帰り学習を開始します。

小・中学校学習環境サポート・読書活動推進事業についてです。通常の学級に在籍する発達障害などのある児童生徒へのサポートのため「学級支援員」を配置し、個に応じたきめ細やかな指導を行います。学校図書館に読書及び学習活動上の支援を行う「読書活動推進委員」を配置し、幅広い視野を持った心豊かな児童生徒を育成します。令和5年度は、学級支援員を7名配置、読書活動推進員は2名配置としています。

中学校教育振興事業の英語力向上事業についてです。英検の検定料を、市内の中学3年生を対象に全額助成するものです。中学校を卒業するまでに個々の英語力に応じた英検級取得という目標を定めることで、中学生全体の英語力の向上を目指します。

続きまして、生涯学習課の主要事業についてです。学校連携・子どもの居場所づくり事業です。小学校3校に設置している放課後児童クラブ運営事業についてですが、令和3年度から令和5年度にかけて株式会社明日葉に委託をし、運営をしているところです。令和5年度につきましても同様に予算を計上しているところです。

続きまして、同じく学校連携・子どもの居場所づくり事業の中の放課後子ども教室になります。こちらも例年と引き続きで令和5年度についても実施するもので、現在スポーツ教室を6教室、文化教室を5教室運営しており、引き続き運営していくものです。

新規の事業を説明します。「玖波地域交流施設整備事業」についてです。玖波公民館が築50年を迎える老朽化に伴い建て替えを計画するもので、玖波地域にコミュニティサロンや消防の屯所がありそちらも含めた複合施設として、予算の計上をしています。

続きまして、「栄公民館の管理事業」についてです。こちらは、大ホールの床の改修事業になるのですが、老朽化に伴い、床が剥げたり劣化したりしているということで改修するものです。

最後に、拡充事業として、「文化財保護事業」についてです。こちらは従来70万円ほど予算計上していたものを40万円拡充するものです。内訳については伝統文化を保存継承する団体への補助事業となりますが、今までは歴史研究会、大竹と玖波のやっこ事業、この3団体に対して70万円の補助を出していたところを令和5年度については文化財審議会に諮問をしている谷和神楽団について無形文化財の指定がほぼ確定的なものとなっていますので、令和5年度に同神楽団に関して、10万円の補助を予定しているものです。大竹まつりの山車についても6地区が山車を出しています。こちらに対しても、文化財の保護、後継者の育成という面で、補助を追加するものです。

小西教育長　　これより質疑に入ります。まず「大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」質疑はありませんか。

小城委員　　定期的に安全計画を見直しという定期的はどのぐらいのペースで考えていますか。

事務局　　こちらは放課後児童クラブということになりますので株式会社明日葉に委託をしています。安全計画等につきましては年に1回実施していると聞いていますので定期的という所は、年に1回ということで認識しています。

小城委員　　年1回で改善されれば良いと思うのですが、何か問題があったときはその都度対応するという解釈でよろしいでしょうか。

事務局　　訓練なので定期的に行うものが年に1回ということで、新型コロナウイルスのような突発的な事ものにつきましてもその都度対応するということになります。

池田委員　　自動車を運行する際の児童の所在確認に関して、昨今、保育園・幼稚園等でさまざまな事件が起こっている件に関連してのことだと思うのですが、テレビ等の報道ではバス自体にさまざまな機械を取り付けて確認をするような指示が

あったと聞きしています。大竹市の場合は運転手が目視で確認しているのか、それとも何か機械を取り付けているのか、「利用者の所在を確認しなければならない。」という文言以外にも決まり事等あれば教えてください。

事務局　こちらは全国的な一律の改正としてこのような文言になっておりますが、現在本市では放課後児童クラブに関しては自動車の運行を行っていないので、本改正には該当しないということになります。保育所や幼稚園を対象にした同様の改正では、バスに機器を取り付けたりといった文言が取り入れられていますが、放課後児童クラブについては目視で行うというのが国による改正内容となっております。

池田委員　これは放課後児童クラブのみに対しての改正ということで、大竹市のスクールバスに関しては該当しないということよろしいですか。

事務局　大竹市の場合は小中学校において遠距離通学中の児童生徒のためにスクールバスの運行を行っていますが、今回は放課後児童健全育成事業における改正となりますので、こちらについては該当しません。バスの運行に関しても安全対策を徹底するよう、同様の通知はされていますが、より手厚く組織的な安全確認については幼稚園や保育所、特別支援学校などが主になっています。小中学校については、安全確認用装置の導入等までは義務化されていませんので、現時点で導入の予定はありません。その他の安全確認に関しては、運行を委託している事業者において、運行後の見回り、声かけをバスのドライバーにいただいています。今後はドライバーから学校への引き継ぎなどに関して、現在の契約の中でどこまでできるのか、契約内容を変更する必要があるかなど、委託業者と最終調整をしている段階です。

小城委員　「大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」第6条の2に関しては令和6年3月31日までの間は努力義務であるという解釈だと思うのですが、それ以降、4月1日からは義務化されるのでしょうか。また、第6条の2第4項及び第12条の2第3項においては、他の項と異なり、表現が「しなければならない」ではなく「行うものとする」という程度にとどまっているのはなぜなのかを教えてください。

事務局　まず、第6条の2の規定について、こちらは基本的には義務付けとなっておりますが、安全計画の策定等を職員に周知するのに時間がかかることから、年間だけ努力規定という形にし、その準備が整い次第義務化される予定です。次に第6条の2第4項の「安全計画の変更を行うものとする。」という表現に関しては、他の箇所と表現が異なっている理由までは不明ですが、第6条の2自体が全体的に安全計画の策定において重要な事項を義務付ける内容になっているため、それを踏まえて、計画を定期的に見直してくださいという意味でこのような表現になっているものと思われます。また第12条の2第3項につきましても、おそらく業務継続計画の変更が努力義務であるという内容を踏まえて、「行うよう努めるものとする。」という表現になっていると思われます。

小城委員　児童の安全に関することなので、より強い表現になっていても良いのではと

感じました。また第6条の2第2項では「定期的にしなければならない」という表現になっているので、同条第4項の「安全計画の変更を行うものとする」という箇所も統一しても良いのでは、という印象を受けました。いずれにせよ安全第一でお願いします。

小西教育長 そのほか質疑ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 2点目の「令和4年度の大竹市一般会計補正予算について」質疑ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 3点目の「令和5年度の大竹市一般会計予算について」質疑ありませんか。

池田委員 中学校教育振興事業の中の英語力向上事業についてです。現在中学3年生を対象に、年に1度英語検定の検定料を免除するという内容になっていますが、やはり1年生からの積み重ねが重要だと思いますので、3年次にいきなり検定を受けさせるのではなく、1年次や2年次にも受けられるような体制をとってあげた方がよいのではないかと思います。そこで生徒が自分の実力を自覚すれば、また3年次の検定に向けて新しい目標を作るのに役立つと思うので、検討していただければと思います。

小西教育長 子どもたちの英語学習の意欲向上に関して、委員のご意見も参考にしながら今後考えて行きたいと思います。1年次及び2年次それぞれの英語学習について子どもたちにどう投げかけていくか、参考にしていきます。

中田委員 拡充事業の中の奨学金の貸付事業について、従来は3年間の成績という話でしたが、「3年次の成績が一定以上の場合にも対象を広げます」ということは、どちらでも対象になることでよろしいですか。

事務局 成績要件は変わらないので、従来通り3年間の成績で一定基準を超えた方も対象になります。今回の拡充では、事情があって進学準備が遅れてしまったけれど、3年生になってからも勉強を頑張っているような生徒の進学を救う手立ては何かないか、という声の一部が見受けられたのを受け、対象の範囲を広げています。今まで通り3年間コンスタントに頑張ってきた生徒ももちろん対象となります。

小西教育長 その他質疑ありませんか。

小城委員 「学校連携・子どもの居場所づくり事業」に関して、事業を委託している株式会社明日葉側の収支が赤字にならないよう、市の予算でしっかりとまかなわれているのかどうかを教えてください。予算の上限を理由にサービスが低下することだけは避けていただきたいと思っています。

事務局 放課後児童クラブの運営事業につきましては、3か年の業務委託になりますので、この額で十分に可能であることは契約締結時点で確認しております。また、今後の話につきましては、委託期間を3年間から5年間に伸ばす予定がありまして、その際は再度プロポーザル形式で募集をかけ、改めて委託業者を審査・選定する見通しとなっています。

小城委員 放課後児童クラブに通う子供の人数が増えても十分対応可能でしょうか。

事務局 現在3校で定員が計290名でして、委託契約内容としてはこの定員の範囲で想定しています。

小西教育長 現在定員は100%でしょうか。

事務局 1月末現在、在籍数は256名となっていて、その内実際に出席しているのは約66%となっております。

小西教育長 他に質疑ありませんか。

池田委員 遠距離通学支援事業において、通学バスの1つが減便となった背景や詳細を教えてください。また、「小・中学校学習環境サポート・読書活動推進事業」について、学級支援員と読書活動推進員を配置するための予算が取られていますが、この人員は何名ほど配置する予定となっておりますか。

事務局 通学バスにつきましては元々計4便ありまして、今回そのうちの1つが減便となります。これは、松ヶ原から玖波小学校に通う児童生徒を運ぶバスで、現在中学生3名と小学生1名の計4名が利用中です。来年度は中学生3名が卒業することで利用者が小学生1名となり、今後の児童生徒数の見込みからも大型のバスは当面必要ないという判断から減便となりました。今後はスクールタクシー等を借りることで安全に登校していただく形となります。

事務局 学習環境サポートにおける人員配置につきまして、学級支援員に関しては今年度は8名配置していましたが、来年度からは7名で1名減となっております。また、読書活動推進員は今年度も来年度も2名の配置となっております。

中田委員 オンラインの学習通信費の支援に関してですが、現段階でのモバイルWi-Fiルータの貸出し状況を教えてください。

事務局 元々12台を貸出していましたが、自宅でルータを整備したり、短期間入院をしていた方より計3台返却されたりしまして、現在9台貸出ししている状態となっております。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

## 協議・報告事項 教育長への要望について

小西教育長 日程第7「協議・報告事項 教育長への要望について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 2月22日に市民団体リトルレボリューション谷本氏より、教育長宛に要望書が提出されましたので、その内容と要望への大竹市教育委員会の回答について説明します。

まず、要望書の概要については、「新型コロナ5類感染症への移行に伴う児童の心身負荷に配慮した社会生活の正常化と人権を尊重する市政への転換についての要望」です。

要望事項は、四つです。まず、一つ目は、素顔のない3年間を過ごした子供たちに素顔で参加できる卒業式を「各学校において等しく“外したい人は外す”ではなく、生徒も先生も、保護者も“素顔が基本”の卒業式を迎えられるよう、環境を整えてほしい」という要望です。

卒業式におけるマスクの取り扱いについては、令和4年12月7日付け通知「令和4年度卒業式の実施について」において、各学校へ通知をしたところで、このたび、令和5年2月10日付けで文部科学省初等中等教育局長通知により卒業式におけるマスクの取扱いについての基本的な考え方が示されましたので、令和5年2月17日付け通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」により、改めて卒業式におけるマスクの取扱いについて示したところです。

その中で、卒業式におけるマスクの取扱い等についての基本的な考え方として、必要な感染症対策を講じた上で、(1) 児童生徒（在校生を含む）と教職員は、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とすること、(2) 来賓・保護者等は、マスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保したうえで、参加人数の制限は不要とすることとしています。また、留意事項として、マスクをしなくてはならない事情のある児童生徒もあることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすることや、児童生徒間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うよう示しています。これを受けて各学校では、児童生徒への周知及び指導を行うとともに、保護者の方へもお知らせをしている旨、回答しようと思えます。

二つ目は、市長及び教育長による令和5年4月以降の学校現場の視察「子供たちのマスク着用状況、あるいはマスクに関して、児童生徒の中で混乱・分断・差別・いじめのような問題が生じていないか、教職員もマスクをしっかりと外し、子供たちの状況変化に寄り添っているかを教育長、市長自ら視察を行うように求める」ものです。

市長の視察については、そのお考えをお聞きすることとなりますが、教育長は、これまでも折に触れ学校を訪問し、授業観察等を通して児童生徒や教職員の様子を見てまいりました。令和5年度についても、マスクの着用状況のみを目的とした視察ではなく、学校や児童生徒の状況や教職員の児童生徒へのかかわり方等を見るために、学校訪問を行いたいと考えています。また、学校へはマスクの着脱やそれにかかわることを理由にいじめ等の問題に発展しないよう、指導をしていきたいと思えます。

三つ目は、過剰な感染症対策を撤廃し、生活の場としての暖かい社会の復元「少しでも早く社会を正常化し、子供たちが本来あるべき姿で生活できるように学校現場と公共施設の過剰な感染症対策の早期撤廃をしてほしい」という要望です。

現在学校では、文部科学省の示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づいて感染症対策を行っています。令和5年2月10日付けの文部科学省通知において、令和4年度中は、衛生管理マニ

マニュアルに沿った感染対策を行うこととされていることから、今年度中は、引き続き、衛生管理マニュアルに沿った感染対策を行っていくこととなります。それ以降については、今後、文部科学省より何らかの通知があると思いますので、それをもとに考えていくこととなります。

また、防災無線等の市の取組については、関係課に要望があったことを伝えてあります。学校における講演会のチラシの配付については、特定の団体のチラシを保護者向けに配布することはお断りしています。また、教育委員会の所管する公民館や総合市民会館といった社会教育施設では、「社会教育施設の広報掲示板使用に関する要綱」を制定しており、社会教育施設内の広報掲示板を団体等が使用する際、その基準、手続き等の必要事項を定め、広報掲示板の適正使用を図るようにしています。この要綱の第3条で、掲示板に掲示することができる団体は、1 主たる活動場所が市内にある市民団体・NPOであること。2 営利を目的とする団体でないこと。3 政治・宗教又は反社会行為活動に関する団体でないこと。4 この要綱に反して掲示を行った団体でないこと。としており、今回の市民団体リトルレボリューションという団体が岩国市を活動拠点としていることから、掲示はお断りをするとしております。

最後に四つ目は、歴史から学び人権を考える市政への転換を「コロナ禍の感染症対策のような人権侵害を繰り返さないために、私たちは常に学んでいく必要がある。行政が主導し、大竹市全域で「人権意識」を高める教育に取り組んでほしい。加えて、ハンセン病についての児童生徒への講演会を実施してほしい。その際には、市民団体リトルレボリューションが推薦する講師を市教育委員会として学校へ推薦してほしい」というものです。大竹市全体で人権意識を高める教育の推進を行政主体で行うことについては、関係課へ要望があったことを伝えてあります。

また、学校での人権教育については、発達段階に応じて、様々な人権課題について授業において学習したり、教育活動全体で人権意識を醸成するよう指導を行ったりしています。人権課題には様々な内容があることから、そのうちの一つ、ハンセン病を取り上げて市教育委員会が講演会講師を学校へ勧めることは難しいこととお答えしようと考えています。

以上、四つの要望の概要とそれに対する大竹市教育委員会としての回答について説明させていただきました。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 市民団体リトルレボリューションという団体が岩国を活動拠点としていることは分かったのですが、どういった内容の活動をしている団体なのか分かれれば教えてください。また、事務局からは条例等に基づいて対応されたとのことで、これは最も望ましい対応方法であると思います。

事務局 この市民団体リトルレボリューションという団体について詳細までは調べていませんので、どのような活動をされているのかについては把握できていません。代表の方が来庁された際には、主に学校におけるノーマスクの話や、ハンセン病のような人権課題に関わる話をされたりしていただきましたので、そ

ういった人権に関わる活動をされているのではないかと推測されます。

小 城 委 員 要望書の提出が2月22日で回答の期限が3月10日と、かなり短い期間と  
なっている上に、卒業式という喫緊の行事に対して回答を求められており、対応  
が難しいのではないかとという印象です。先ほど池田委員の意見のように、この要  
望書を出される前段階で、この市民団体リトルレボリューションがいかなる団  
体で、いかなる活動をされているのかなどの資料があり、その上での要望書でし  
たら流れとして自然ですが、要望書だけ見る限りは内容にデリケートな部分も  
あり、回答に苦慮することも多々あると思います。質問というよりは意見として、  
そのように思いました。

小西教育長 ありがとうございます。他に質疑はありませんか。

中 田 委 員 なかなかこの要望書のように、一気に状況を変えて、みんなで一斉に外しま  
しょうというのは、現時点では難しいのではないかと思います。卒業式から入学  
式、その後の現場での日常生活でどのようにしていくか、教育委員会としての考  
えをその都度発信していく必要があるように感じました。何のアナウンスもな  
いまま、急に元の生活に戻していくのは難しいので、段階的に進めていくのが良  
いのではないかと思います。

小西教育長 子ども一人一人に事情がありますし、家庭においても高齢の方や基礎疾患を  
持っている家族がいる場合、なかなかすぐに状況を変化させるのは難しいと思  
います。教育委員会としては、子供たちがそうした「マスクを外す、外さない」  
によって、いじめ・誹謗中傷等で悲しむことがないよう、学校にしっかりと指  
導していきたいと思えます。

小西教育長 他に質疑やご意見はありませんか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 無いようですので、協議を終わります。

続いての、日程第8から日程第10までの3件の審議については、会議の冒  
頭で、「公開しない」と決定しました。よって、これより非公開とします。  
なお、日程第8報告第5号及び日程第9報告第6号については、個人的な内容  
が含まれる案件であるため、議事録の審議の内容の部分については非公開とし  
ます。

～報告5号の審議についての議事録は非公開～

報告第5号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会で審議した児童の通級について

小西教育長 本件は原案のとおり承認されました。

～報告6号の審議についての議事録は非公開～

報告第6号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について

小西教育長 本件は原案のとおり承認されました。

～報告7号の審議については議事録のみの公開～

報告第7号 令和5年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長 日程第10「報告第7号 令和5年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 市で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項において、市が採択する旨定められています。

そして、特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条図書の選定については、当該児童生徒の教育課程において、検定済教科書を使用することが適当でない場合、文科省著作教科書や一般図書といった、ほかに適切な教科用図書を使用することができるとされています。

11月の就学指導委員会で継続審議となり、この度所属が決定した児童生徒について、実態に見合う適切な教科用図書を選定したところ、今まで教育委員会において採択していただいた「令和5年度使用特別支援学級用教科用図書」の中に、適したものがありませんでした。

教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項により、前年度の8月31日までにを行うのが通常ではありますが、今回は「9月1日以降において新たに教科用図書を採択する必要が生じた」場合になり、同条第2項の「速やかに教科用図書の採択を行わなければならない」に該当するため、教育長において採択したので、報告します。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和5年第2回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時31分】

.....